





# 実習生弁護の10年と今後の取組み

技能実習制度については、従来から、国際貢献という制度目的と実態の乖離、労働関係法令違反、人権侵害、中間搾取、送出国における保証金・保証人・違約金契約といった様々な問題が指摘されてきました。

実習生弁護は、2008年、研修・技能実習制度で就労する労働者の権利を擁護するために、弁護士有志によって設立されました。2009年の入管法改正によって、新しい技能実習制度が導入されましたが、上記のような労働問題や人権問題が多数発生しました。そのような状況下で、同制度を拡大する技能実習法が、2017年11月1日に施行されました。

実習生弁護では、設立10周年という節目となる今年、創立10周年記念シンポジウムを開催いたします。シンポジウムでは、これまで実習生弁護が取り組んできた事件を振り返り、技能実習制度をおさらいした後、現場で実習生の支援にあたっている方々からご報告を頂きます。その後、パネルディスカッションにおいて、同制度の問題点が新法施行により解消されているのか検証し、また、あるべき外国人受入制度について議論します。

日時: 7月14日(土) 14時～16時30分

(開場13時45分) 最寄り駅: 小田急線  
「参宮橋」駅下車徒歩 約7分

場所: 国立オリンピック記念青少年総合センター

国際交流棟 国際会議室

参加費: 資料代 500円(当日、受付でお支払い下さい)

資料準備の都合上、裏面FAXにて、事前申込みを  
頂ければ幸いです。技能実習生の方は無料です。

## プログラム

### (1) 基調報告

- ① 弁護のこれまでの取組み 指宿昭一 (弁護士・実習生弁護共同代表)
- ② 技能実習制度について 鳥井一平 (移住連代表理事)

### (2) 報告

- ① 岐阜アパレル 甄凱 (ケンカイ) (岐阜一般労働組合)
- ② ビルマ人実習生 ミンスイ (在日ビルマ市民労働組合)  
小山正樹 (JAM)
- ③ 愛知での取組み 樽松佐一 (愛労連)
- ④ 新法の評価 旗手明 (実習生権利ネット・自由人権協会)
- ⑤ サプライチェーンの視点から 伊藤和子 (弁護士・Human Rights Now)

### (3) パネルディスカッション

テーマ: 新法及び実習機構の評価・検証、あるべき外国人労働者受入制度

お問合せ 樋川 雅一 (実習生弁護事務局)

TEL 049-225-2254 FAX 049-225-2174

# 実習生弁連10周年シンポジウム 参加申込用紙

**FAX : 049-225-2174**

下記、必要事項をご記入のうえ**2018年7月7日(土)までに**、  
上記 FAX 番号までお送り下さい。

申込日：           年           月           日

ふりがな 氏名	
質問等がござ いましたらお 書き下さい	

## 申込用紙送付先

〒350-0062 埼玉県川越市元町2-4-11

弁護士法人川越法律事務所 実習生弁連事務局 樋川雅一 宛

FAX : 049-225-2174

□□□□□□ ⇒ 7□14□□□□□□10□□□□□□□□  
⇒ □□□□□□